

使用許諾契約書

長崎県知事 平田 研 (以下「甲」という。) と、 (以下「乙」という。)
とは、InterSafe WebFilter ライセンスに関し、次のとおり契約を締結する。

(ライセンス等)

第1条 乙は、次のライセンスの使用許諾に関して甲と契約する。また、要求仕様書に定める事項を含め以下「ライセンス等」とする。

品 名	型 番	種 別	数 量
InterSafe WebFilter	IST0605G (6000 ユーザ/5年契約ガバメント)	更新	1

(ライセンス等の納入)

第2条 ライセンス等の納入場所は、別紙「要求仕様書」のとおりとする。

2 乙は、要求仕様書で示す納入期限までに前項の納入場所に納入した後、納品の届け出をしなければならない。なお、納入に必要な費用については、乙の負担とする。

3 甲は、前項の規定により納品の届出を受けたときは、受けた日から10日以内にライセンス等の有効期間が要求仕様書の通りであることの確認を行うものとする。

4 前項の検査に要する費用は、乙の負担とする。

5 乙は、検査の結果、不適合となったときは、甲の指定する期限内に要求仕様書の通りのライセンス等を納入しなければならない。この場合においては、前条及び前2項の規定を準用する。

(使用許諾の期間)

第3条 この使用許諾期間は、令和9年1月1日から令和13年12月31日までとする。

(使用許諾料)

第4条 ライセンス等の使用許諾料は、金 円うち消費税及び地方消費税 円とする。ただし、この契約が月の中途で解除された場合におけるその月の使用許諾料は、日割計算によって算定した額とする。

2 各会計年度の支払限度額は、次のとおりとする。

令和8年度	円 (うち消費税及び地方消費税	円)
令和9年度	円 (うち消費税及び地方消費税	円)
令和10年度	円 (うち消費税及び地方消費税	円)
令和11年度	円 (うち消費税及び地方消費税	円)
令和12年度	円 (うち消費税及び地方消費税	円)
令和13年度	円 (うち消費税及び地方消費税	円)

(契約保証金) [注]免除の場合 (下線部分)

第5条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(使用許諾料の支払い) [注]四半期払いの場合 (下線部分)

第6条 乙は使用許諾料として、【別紙】支払明細書により当該3か月分を当該期間経過後に甲に請求し、甲は適法な請求書を受理してから30日以内に乙に支払うものとする。

ただし、この契約が四半期の途中で解約された場合における四半期の支払額は、第4条の日割り計算によって算定した額とする。

(権利義務の譲渡等) 【注】第1項ただし書(下線部分)は、契約相手方が中小企業者のみ記載。

第7条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、銀行その他の金融機関等であって日本国内に本店又は支店を有するもののうち知事が別に定めるもの及び信用保証協会に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 甲の対価の支払いによる弁済の効力は、長崎県財務会計事務電子計算処理要領に基づき、甲が支払いを予定している日の2日前(「長崎県の休日」を定める条例)に規定する休日を除く。)の財務会計端末機の運用時間終了時に審査済入力を行っているものについて、生じるものとする。

(契約不適合責任)

第8条 甲は、引き渡されたライセンス等(引渡しを要しない場合にあつては、甲が完了確認をした業務(無形目的物)をいう。以下同じ。)が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対しライセンス等の修補、代替物の引渡し(引渡しを要しない場合にあつては、代替の業務(無形目的物)の実施をいう。)又は不足分の引渡し(引渡しを要しない場合にあつては、不足分の業務(無形目的物)の実施をいう。)による履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて使用許諾料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに使用許諾料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 第1項又は第3項の規定は、引き渡されたライセンス等の契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)が甲の提供した材料の性質又は甲の与えた指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

5 甲は、引き渡されたライセンス等に関し、契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)であるときは、当該不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、履行の追完の請求、損害賠償の請求、使用許諾料の減額の請求及び契約の解除をすることはできない。ただし、乙が甲にライセンス等を引き渡した時(引渡しを要しない場合にあつては、甲が業務の完了確認をした時)において、その不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(甲の任意解除権)

第9条 甲は、使用許諾期間が満了するまでの間は、次条又は第11条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の催告による解除権)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 納入期限内にライセンス等の納入を完了しないとき又は納入期限経過後相当の期間内にライセンス等の納入を完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、第8条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他の手続を要することなく、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) ライセンス等の納入を完了することができないことが明らかであるとき。
- (2) 乙がライセンス等の納入完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第14条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 次に掲げる場合には、甲は前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第12条 第10条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(暴力団等の排除に係る契約解除)

第13条 甲は、乙が長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱（平成22年9月13日施行）別表1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められた場合、催告その他の手続を要することなく、この契約を即時解除することができる。

2 甲が、前項の規定により、この契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。

3 第1項の規定により契約が解除された場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払うものとする。

4 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(乙の催告による解除権)

第14条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第15条 前条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第16条 甲は、この契約が使用許諾期間の満了前に解除された場合において、甲が利益を受ける可分なライセンス等がある場合は、既済部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既済部分（引渡しを要しない場合にあっては、甲が利益を受けるものとして完了確認をした業務の既済部分をいう。）に相応する使用許諾料を乙に支払わなければならない。

2 甲は、ライセンス等の納入後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

(甲の損害賠償請求等)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 使用許諾期間の開始日までにライセンス等を納入できないとき。

(2) 引き渡されたライセンス等に契約不適合があるとき。

(3) 第10条又は第11条の規定により、使用許諾期間の満了前にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、代金（第11条第2項の規定により契約の一部が解除された場合にあっては、当該解除によって未納となったライセンス等の代金）の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第10条又は第11条の規定により使用許諾期間の満了前にこの契約が解除されたとき。

(2) 使用許諾期間の満了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、甲は、その履行遅滞の日数に応じ、代金に対し契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（以下「財務大臣が決定する率」という。）を乗じて計算した額（100円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額）を乙に請求することができるものとする。

6 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(第三者に及ぼした損害)

第18条 業務の履行において第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(乙の損害賠償請求等)

第19条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(1) 第14条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 甲の責めに帰すべき事由により、第6条の規定による使用許諾料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につきその遅延日数に応じ、契約締結日における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(100円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額)の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(譲渡又は転貸の禁止)

第20条 甲は、乙の承諾がなければ、この契約により生じる使用許諾権を譲渡し、または使用許諾権を転貸してはならない。

(指導及び監督)

第21条 甲は、この契約事項の実施について、随時に指導及び監督を行うことができる。

(協議)

第22条 この契約書に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)の定めるところによるものとし、この規則及びこの契約書に定めのない事項で約定する必要が生じたとき、又はこの契約に関する事項について疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定める。

(※電子契約の場合)

(契約締結日)

第23条 本契約を電子契約にて締結する場合には、電子署名の措置を行った日にかかわらず、この契約書に定める年月日を契約締結日とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

(※電子契約の場合)

この契約を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲乙合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

令和8年 月 日

甲 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 平田 研

印

乙

印

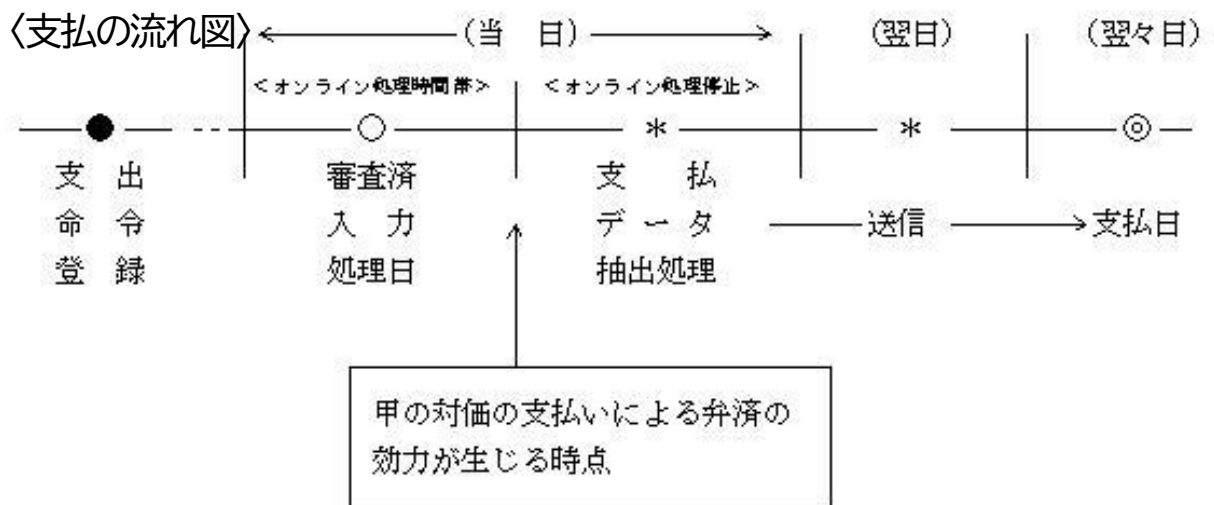
契約書第7条第2項の用語の説明

〈審査済入力〉

支払いをするために出納員が審査・決裁したものを端末機に登録すること。

〈端末機の運用時間〉

出納員等が端末機へ入力することができる時間のこと。



【別紙】支払明細

年度	請求期日	支払代金	左のうち 消費税及び地方消費税額
令和8年度	令和9年4月	円	円
令和9年度	令和9年7月	円	円
	令和9年10月	円	円
	令和10年1月	円	円
	令和10年4月	円	円
令和10年度	令和10年7月	円	円
	令和10年10月	円	円
	令和11年1月	円	円
	令和11年4月	円	円
令和11年度	令和11年7月	円	円
	令和11年10月	円	円
	令和12年1月	円	円
	令和12年4月	円	円
令和12年度	令和12年7月	円	円
	令和12年10月	円	円
	令和13年1月	円	円
	令和13年4月	円	円
令和13年度	令和13年7月	円	円
	令和13年10月	円	円
	令和14年1月	円	円